

別紙3（草地畜産基盤整備事業に係る運用）

第1 趣旨

要綱第2の3に掲げる草地畜産基盤整備事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。

第2 用語の定義

草地畜産基盤整備事業（この別紙において「本事業」という。）において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、担い手、受益草地等、中山間地域、農地所有適格法人、農地所有適格法人に準ずる法人、構成員、家畜飼養頭羽数及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。

1 団地

地形又は地物によって画される地つづきの土地であって草地として一体的に管理利用されるものをいう。ただし、道路、沢等の介在によって地つづきではないものも草地として管理利用上一体として取り扱うもの及び一連の基本施設によって受益するものは、1団地とみなす。

2 草地の造成改良

障害物除去、起土、整地、有機質資材・土壌改良資材の投入等の作業によって野草地等を高位生産性の牧草地に転換することをいう。

なお、草地の造成は草地以外の土地を牧草地にすることをいい、草地の改良は野草地を牧草地にすることをいうが、いずれも土地改良法（昭和24年法律第195号）の適用については同法の農用地の造成に該当するものである。

3 草地の整備改良

排根線、障害物等の除去、起伏の修正、客土、区画整理、有機質資材・土壌改良資材の投入等の作業によって既存の草地を大型機械が効率的に稼働できる高位生産性の草地に整備することをいう。

4 野草地改良

野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の除伐及び牧草導入をいう。

5 放牧用林地整備

障害物の除去、心土破碎、土壌改良資材の投入等の作業によって、放牧用林地（木竹の生育に供され、併せて家畜の放牧の目的に供される土地をいう。以下同じ。）の造成又は整備を行うことをいい、牧草導入等により牧養力を高める高度放牧林地整備及び混牧林地整備も含むものとする。

（1）高度放牧林地整備

次に掲げるいずれかの方式により、畜産的利用を高度に行うことができる放牧用林地に整備することをいう。

ア 上下二段方式

木竹の樹間をより高度に利用するため、前植生処理としての間伐等を強度に行い、牧草等を導入して牧養力を高める方式

イ 林帯草帯方式

現地の地形、木竹の樹齢、密度等の状況に応じ、一定の幅で列状に伐採し、林地と草地を交互に設置する方式（この場合において、林帯草帯の列は、原則として土砂の流失を防ぐため等高線に沿うようにし、その幅は林地の健全性、草地造成の容易性等を考慮して行うものとする。）

（２）混牧林地整備

間伐等が実施されている林地等について、牧草種子の導入等の簡易な方法により牧養力の高い放牧用林地に整備することをいう。

6 農業者の組織体

主として農業を営む法人（株式会社を除く。）であって、その構成員に農業に従事する数人の者を含むもののほか、数人の農業者の組織する団体で都道府県知事が適当と認めたものをいう。

7 担い手

次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

- （１）認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。この別紙において「基盤強化法」という。）第 12 条第 1 項に基づき、市町村から経営改善計画の認定を受けた経営体又は農業経営基盤強化促進法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。）であること。
- （２）認定新規就農者（基盤強化法第 14 条の 4 に基づき、市町村から青年等収納計画の認定を受けた経営体をいう。）であること。
- （３）集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織をいう。）であること。
- （４）市町村基本構想水準到達者（年間所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村基本構想（基盤強化法第 6 条第 1 項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。）であること。
- （５）地域計画（基盤強化法第 19 条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（基盤強化法第 19 条第 3 項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者及び市町村が認める者をいう。）であること。
- （６）その他担い手として育成すべきと市町村が認めた者であること。この場合、当該市町村において、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

8 受益草地等

受益草地等とは、整備改良又は造成改良される草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑及びその他家畜の飼養に供される土地を含む。）、野草地及び放牧用林地（この別紙において「草地等」という。）のほか、当該草地等と一体的に利用される草地及びこれらと一体的に利用される輪作畑とする。

なお、受益草地等に輪作畑が含まれるときはその面積の 3 分の 1 に相当する面積を受益草地等の面積に算入するものとし、かつ、当該算入面積が受益草地等の面積の 5 分の 1 を超えないものとする。

9 中山間地域

第4の1の表の中山間地域とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する市町村の区域であること。

ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（この別紙において「離島」という。）

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村（この別紙において「振興山村」という。）

ウ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（この別紙において「半島振興対策実施地域」という。）

エ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）以下単に「過疎地域」という。）

オ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域

カ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

キ アからカまでの地域に準ずる地域であって地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して畜産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。この別紙において「地方農政局長等」という。）が特に必要と認める地域

(2) 当該地域の畜産生産の状況、経済的、社会的条件等から判断して(1)の要件に該当する地域と一体的に事業実施地区とすることが必要であると都道府県知事が認めた市町村の区域であること。ただし、この場合において、都道府県知事は、あらかじめ地方農政局長等に協議するものとする。

10 農地所有適格法人

農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定するものをいう。

11 農地所有適格法人に準ずる法人

第4の1の表の種類欄の再編整備事業の「準ずる法人」とは、農事組合法人、持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）

又は株式会社（株主の総数が50人以下であつて、かつ、公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。）で、次に掲げる要件の全てを満

たすものをいうものとする。

- (1) その法人の事業が農業（これと併せて行う林業及び農事組合法人にあっては農業と併せ行う農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)第 72 条の 10 第 1 項第 1 号の事業を含む。）及びこれに附帯する事業に限られること。
- (2) その法人の組合員、社員又は株主の過半数がその法人の営む農業の事業に常時従事する者であること。

12 構成員

第 4 の 1 の表の種類欄の再編整備事業の「構成員」とは、生計を同じにする場合は 1 人として取り扱うものとする。

13 家畜飼養頭羽数

家畜飼養頭羽数の換算法は、次の方法とする。

- (1) 肉用牛又は乳用牛であって、生後 2 年以上を経過したものにあつては、1 頭につき 5.0 頭とする方法
- (2) 肉用牛又は乳用牛（前号に掲げるものを除く。）にあつては、1 頭につき 2.5 頭とする方法
- (3) 豚であって、生後 6 ヶ月を経過した繁殖用のものにあつては、1 頭につき 2.0 頭とする方法
- (4) 豚（前号に掲げるものを除く。）にあつては、1 頭とする方法
- (5) 鶏にあつては、1 羽につき 0.02 頭とする方法
- (6) 前各号に掲げる家畜以外の家畜にあつては、当該家畜の 1 頭当たりのふん尿の量を基準として、前各号の方法に準じる方法

14 飼料自給率

飼料自給率とは、可消化養分総量による事業参加者の全供給飼料に占める当該事業参加者の自給飼料（当該事業参加者が自ら生産する飼料及び農業経営上密接な関係を有する事業者との契約に基づき事業参加者に供給される国産飼料をいう。）の割合をいう。

第 3 事業の実施方針

- 1 本事業の実施については、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号。この別紙において「法」という。)、土地改良法施行令(昭和 24 年政令第 295 号。この別紙において「施行令」という。)、土地改良法施行規則(昭和 24 年農林省令第 75 号)その他の法令に定めるところによる。
- 2 本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合にあつては、法に基づく事業として実施するものとする。
- 3 施行令第 50 条第 1 項第 5 号の 4 に規定する農林水産大臣が定める基準のうち本事業に係るものについては、第 4 の 1 の表の種類欄の草地整備型及び畜産担い手総合整備型の実施要件のとおりとする。
- 4 法に基づいて実施する事業を含む本事業を実施する場合は、法に規定する土地改良事業計画の作成に当たり、事業実施計画との整合性を図るものとする。
- 5 要綱第 3 の 2 に定める農村振興局長等が別に定める事業とは第 10 の 1 の (1) に掲

げる表の事業実施計画策定事業及び第10の1の(2)に掲げる表の(1)事業計画策定とする。

- 6 本事業は、整備改良又は造成改良される草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑及びその他家畜の飼養に供される土地を含む。）、野草地及び放牧用林地並びに新設又は改良される施設の適正かつ効率的な利用が行われてはじめて所期の目的を達成し得るものであり、当該草地及び施設に係る管理規定の作成及び遵守、管理組織の整備、利用手段の機械化等利用管理の効率化を図り、圧縮記帳を行っている場合には、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるとともに、事業完了後においても当該草地等及び施設の適切な管理利用に努めるものとする。
- 7 都道府県知事、事業実施主体並びに当該草地等及び施設の管理経営主体は、受益草地等及び施設がこれらに係る事業の完了した年度の翌年度以降8年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については、同省令に定められている耐用年数に相当する年数）以上適切に管理され、かつ、効率的に利用されるよう措置するものとする。

第4 事業の内容等

- 1 本事業は、草地に立脚した畜産経営の展開を図るため、第5に掲げる畜産活性化計画（この別紙において「活性化計画」という。）に基づき作成された草地畜産基盤整備事業実施計画等（この別紙において「事業実施計画」という。）により整備を行う草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑、野草地を含む。）を造成改良し、又は整備改良する事業と併せ、草地の利用に必要な施設若しくは機械を設置し、又は導入する事業であって、地域における草地その他の畜産基盤を総合的に整備する事業とし、その種類、事業内容、実施要件等は、次に掲げるとおりとする。

種類		事業内容及び実施要件等
草地整備型	道営草地整備事業	道営草地整備事業は、大型機械化体系に対応した効率的な草地への整備を推進し、既存草地の整備改良による生産性の向上と効率的な草地への転換を行い、担い手を中心とした土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) 当該事業により整備改良又は造成改良される草地及び事業完了後における受益草地（受益する草地並びにこれと一体的に利用される飼料畑及び輪作畑（輪作体系の中で牧草又は飼料作物を作付ける計画のある土地であって、草地、飼料畑以外のものに限る。）をいう。）の面積がおおむね500ヘクタール以上であること。ただし、中山間地域において当該事業を実施する場合はおおむね250ヘクタール以上であること。 (2) 事業完了時における事業参加者に占める担い手の割合が、おおむね2分の1以上であること。 (3) 受益草地が事業完了後において、大型機械の効率的な稼働が可能となるようにまとまって存在していること。

	公 共 牧 場 整 備 事 業	公共牧場整備事業は、各々の公共牧場の役割を明確にした上で、それに対応した草地整備や利用施設の整備・改良を行い、利用農家の経営の改善を図るとともに、周辺農家の草地等を一体的に整備することで、公共牧場を核とした地区全体の土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) 地区内における公共牧場の既存草地面積がおおむね 100 ヘクタール以上、北海道にあつてはおおむね 250 ヘクタール以上、中山間地域にあつてはおおむね 50 ヘクタール以上、北海道における中山間地域にあつてはおおむね 125 ヘクタール以上であること。 (2) 地区内における公共牧場を建設した事業の完成年度から起算して 5 年以上経過していること。 (3) 地区の事業完了後の受益面積がおおむね 60 ヘクタール以上、北海道にあつてはおおむね 300 ヘクタール以上、中山間地域にあつてはおおむね 30 ヘクタール以上、北海道における中山間地域にあつてはおおむね 150 ヘクタール以上となること。
畜 産 担 い 手 総 合 整 備 型	飼 料 基 盤 集 積 整 備 事 業	飼料基盤集積整備事業は、畜産主産地における担い手への飼料生産基盤の利用集積を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) 事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積が、おおむね 200 ヘクタール以上であること。 ただし、沖縄県、離島及び奄美群島特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に基づき指定された地域（この別紙において「奄美群島」という。）にあつては、事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積が、おおむね 30 ヘクタール以上であること。 (2) 担い手への土地利用集積の増加率が第 2 の 13 に定める換算法（この別紙において「家畜頭羽数換算法」という。）により算定して得た家畜飼養頭羽数の増加率を上回ることが確実な地区であること。 (3) 事業の完了時において、受益草地等の面積に占める担い手の経営等飼料生産基盤面積の割合（この別紙において「担い手土地利用集積率」という。）が次のとおり増加することが確実と見込まれること。 ア 事業採択時における担い手土地利用集積率が 30% 未満である場合にあつては、これが 40% 以上となること。 イ 事業採択時における担い手土地利用集積率が 30% 以上 50% 未満である場合にあつては、これが 10% ポイント以上増加すること。 ウ 事業採択時における担い手土地利用集積率が 50% 以上 55% 未満である場合にあつては、これが 60% 以上となること。 エ 事業採択時における担い手土地利用集積率が 55% 以上 90% 未満である場合にあつては、これが 5 % ポイント以上増加すること。 オ 事業採択時における担い手土地利用集積率が 90% 以上 95% 未満である場合にあつては、これが 95% 以上となること。

		カ 事業採択時における担い手土地利用集積率が95%以上である場合にあっては、事業の実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。
	再編整備事業	再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) 事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積がおおむね30ヘクタール以上、北海道にあってはおおむね200ヘクタール以上、中山間地域についてはおおむね15ヘクタール以上、北海道における中山間地域にあってはおおむね100ヘクタール以上であること。 (2) 事業参加者（農地所有適格法人又は農地所有適格法人に準ずる法人を含む場合については、構成員を加えた者）がおおむね10人（中山間地域についてはおおむね5人）以上であること。 (3) 家畜頭羽数換算法により算定して得た現況の家畜飼養頭羽数がおおむね2,000頭（中山間地域についてはおおむね1,000頭）以上の地区であって、事業完了後においておおむね3,000頭（中山間地域についてはおおむね1,500頭）以上に増頭することが確実と見込まれること。 (4) 事業完了後の地区において担い手に係る畜産物生産がおおむね2分の1以上であること。
	草地整備利用促進事業	草地整備利用促進事業は、地域の実情に応じ、草地として利用する農地を将来にわたり継続的に利用できるよう実施する整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) 事業実施地区における総事業費が200万円以上であること。 (2) 事業参加者が畜産業を営む農業者2人以上であること。 (3) 飼料作物生産が位置付けられた地域計画が策定された地域内であること。 (4) 事業実施地区における事業完了後の受益面積がおおむね7ヘクタール以上であること。

2 本事業の事業実施主体は、次の表の(1)に掲げるものとし、事業参加資格者は次の表の(2)に掲げる全ての要件を満たすものとする。

種類		事業実施主体及び事業参加資格者の要件等
草地整備型	道営草地整備事業	(1) 事業実施主体は、当該事業の受益草地により管理経営を行う北海道又は当該事業の受益草地により管理経営を行う市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会その他北海道知事が認める法人若しくは農業者(15人以上の場合に限る。)から事業実施の申請を受けた北海道とする。 (2) 事業参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア 本事業により草地等の整備を希望する農業者 イ 担い手又は活性化計画に示された者 ウ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者
	公共	(1) 事業実施主体は、都道府県とする。 (2) 事業参加資格者は、次に掲げる者とする。

牧 場 整 備 事 業	ア 受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者 イ 本事業により草地等の整備を希望する農業者 ウ 担い手
畜 産 担 い 手 総 合 整 備 型	飼料基盤集積整備事業 (1) 事業実施主体は、都道府県とする。ただし、都道府県が当該法人の社員若しくは寄付財産の拠出者となっている法人又は都道府県知事若しくはその指名を受けた者が当該法人の理事となっている法人(営利を目的としない法人に限る。)であって、地方農政局長等の承認を得た法人(以下この別紙において「事業指定法人」という。)に実施させることができるものとし、事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結及び業務規程の制定については、次のとおりとする。(この別紙において「再編整備事業」について同じ。) ア 事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結については、次のとおりとする。 (ア) 事業指定法人は、都道府県知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。 ただし、事業指定法人は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。 (イ) (ア) の契約においては、交付金交付の際に付される条件を遵守することの事項が規定されているものとする。 (ウ) 事業指定法人は、(ア) の契約を締結したときは、遅滞なく都道府県知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。 イ 事業指定法人は、本事業を実施しようとするときは、業務規程を制定するものとし、次に掲げる内容を含むものとする。 (ア) 事業参加資格者の選定に関する事項 (イ) 草地等及び施設の事業参加資格者への委託条件に関する事項 (ウ) 草地等及び施設の対価又は貸付料の算定及び支払条件に関する事項 (エ) 草地等及び施設の分割引渡し、又は一時使用に関する事項 ウ 事業指定法人は、イによる業務規定を作成又は変更するときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。 (2) 事業参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア 本事業により草地等の整備を希望する農業者 イ 受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者 ウ 担い手又は活性化計画に示された者

		エ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実に見込まれる者
	再編整備事業	(1) 事業実施主体は、都道府県又は事業指定法人とする。 (2) 事業参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア 本事業により整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する農業者及び委託により草地等及び施設の整備を希望する農業者（この場合における農業者は、整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する場合を除き、当該土地につき所有権その他使用収益権を有し、又は有することが確実に見込まれる者に限る。） イ 受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者 ウ ア及びイの事業参加資格者と同一地域に存在し、かつ、その者と農業経営上密接な関係を有する農業者 エ 担い手又は活性化計画に示された者 オ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実に見込まれる者
	草地整備利用促進事業	(1) 事業実施主体は、都道府県、市町村、事業指定法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会とする。 (2) 事業参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア 本事業により草地造成又は整備を希望する農業者 イ 担い手又は活性化計画に示された者 ウ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実に見込まれる者

第5 活性化計画の作成

- 1 本事業を実施する場合にあっては、都道府県知事は、事業が確実に実施されると見込まれる市町村を地区として決定し、地区ごとに以下に定めるところにより活性化計画を作成するものとする。

ただし、草地整備利用促進事業を実施する場合にあっては、飼料作物の生産が位置付けられた地域計画を活性化計画とみなす。

- (1) 活性化計画は、地域の実情に応じ、担い手の確保や飼料基盤に立脚した生産性の高い畜産経営の確立を図るため、営農、飼料生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、一又は二以上の数集落からなる事業実施地区を対象に作成するものとする。
- (2) 活性化計画の作成に当たり、市町村、農業委員会、農業協同組合その他農業団体の意見を聴くものとする。また、農業者及び利害関係者の合意形成に努めるものとする。
- (3) 活性化計画は、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

ア 計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等から成る計画策定委員会を設置

イ 集落懇談会の開催

ウ その他

- (4) 活性化計画の策定に当たっては、次の計画との整合を図るものとする。

ア 市町村農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条に規定する計画をいう。）

イ 集落農業振興地域整備計画（集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）第 7 条に規定する計画をいう。）

ウ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基盤強化法第 6 条第 1 項に規定する構想。この別紙において「基本構想」という。）

エ 都道府県酪農・肉用牛生産近代化計画及び市町村酪農・肉用牛生産近代化計画（酪農及び肉用牛の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 192 号）第 2 条の 3 及び 4 に規定する計画をいう。以下この別紙において「市町村計画等」という。）

オ 地域計画

- 2 活性化計画は別記様式第 1 号によるものとし、その策定に当たっては、事業実施区域を対象に次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 畜産活性化の目標

基本構想及び市町村計画等に沿って、育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標、生産性向上目標、担い手等の見通し等について定める。

なお、目標年度は、事業採択年度から起算しておおむね 10 年後とする。

- (2) 計画区域の概要

- (3) 市町村の概要

- (4) 担い手育成計画

- (5) 農地の流動化計画（飼料基盤集積整備事業に限る。）

飼料生産基盤に係る所有権の移転、利用権設定、農作業受委託等目標年度までの農地流動化面積の目標を設定する。

- (6) 土地利用計画

農業経営の規模拡大等を進めるとともに、飼料生産基盤の整備に係る適切な土地利用を図るため、集落及び事業実施地区内の農地全体に係る土地利用計画を作成する。

- (7) 家畜の飼養計画

飼料生産基盤の整備、担い手への飼料生産基盤の集積及び造成整備改良による自給率の向上等を考慮した家畜の飼養計画を作成する。

- (8) 飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標

畜産経営において必要となる飼料を確保するための飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標を作成する。

- (9) 関連事業計画

農地流動化施策、生産の組織化及び生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画について作成する。

- (10) 推進体制整備計画

担い手に飼料生産基盤の集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容を作成する。

(11) その他必要な事項

第6 事業実施計画の樹立等

- 1 本事業の事業実施計画を樹立・作成しようとするときは、活性化計画に基づき、以下に定めるところによるものとする。
- 2 本事業の事業実施計画を樹立するに当たっては、草地整備型及び畜産担い手総合整備型においては都道府県知事が、草地整備利用促進事業においては都道府県知事又は市町村長が、費用負担予定者及び当該施設の予定管理者の同意を得るものとし、これらに係る資金計画、予定管理方法等を明らかにするものとする。

3 事業実施計画の樹立地区の選定

(1) 事業実施地区選定の申請及び申請書に含まれるべき事項

ア 事業実施計画の樹立地区（この別紙において、「樹立地区」という。以下、同じ。）の選定は都道府県知事が行うものとし、都道府県知事は、事業実施計画の樹立に際し、関係市町村から別記様式第2号の草地畜産基盤整備事業実施地区選定申請書の提出を受けるものとする。

イ アの申請書には、あらかじめ事業参加資格者が予定されている場合は、別記様式第3号の草地畜産基盤整備事業参加申出書及び次の書面を添付するものとする。

(ア) 事業参加資格者（予定者）が当該事業の施行に係る土地につき、所有権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利（この別紙において「使用収益権」という。）を有することを証する書面又は使用収益権を取得することが確実であることを証する書面

(イ) 事業参加資格者（予定者）は、養畜の業務を営む者との間における家畜排せつ物の土地還元についての合意を証する書面又は家畜排せつ物（施設処理後の残さ物、乾ふん等を含む）の土地還元施設の管理予定者との間における家畜排せつ物の土地還元についての合意を証する書面

(2) 事業実施計画の樹立の選定基準

都道府県知事は上記（1）により草地畜産基盤整備事業実施地区選定申請書を受領した場合は、当該地区に係る事業の必要性、可能性等を審査の上、緊急度を考慮して、あらかじめ次の基準に準拠して選定するものとする。

ア 事業実施計画対象予定地区において第4の要件に適合すると見込まれること。

イ 用地調達の見通し及び事業参加資格者の確保の見通しが十分あること。

ウ 事業実施に対する市町村その他関係機関の熱意がおう盛であること。

エ 事業参加者の経営収支計画及び家畜導入計画が適切であり、資金計画の見通しが十分であること。

オ 本事業により事業を実施している地区、実施しようとする事業と同種の公共事業を実施している地区は含めないものとする。

なお、自然的条件（地勢、地形等）又は社会的、経済的、行政的要因等により、地区境が明確となる場合は、この限りではない。

(3) 樹立地区の承認申請

ア 都道府県知事は上記(2)の選定基準に基づき樹立地区を選定した際は、事業実施計画の作成について採択を希望する年度の前年度の3月末までに地方農政局長等からの承認を得るものとする。

イ 都道府県知事は事業実施計画の作成について承認する旨の交付を地方農政局長等から受けた場合においては、関係する市町村長に同交付を受けたことを通知するものとする。

4 事業実施計画の作成

(1) 樹立地区に係る事業実施計画の作成については、原則として工事着手の前年度に実施するものとし、補助対象事業費の上限は1,000万円とする。

(2) 事業実施計画はこれに基づいて直ちに工事に着手できる精度であることを要するとともに、事業の効果が費用を償うものとし、その内容は以下のとおりとする。

ア 草地整備型及び畜産担い手総合整備型

都道府県知事が、事業実施計画を別記様式第4号の草地畜産基盤整備事業実施計画書により、地区ごとに作成するものとする。

イ 草地整備利用促進事業

(ア) 都道府県知事又は市町村長が、事業実施計画を別記様式第5号の畜産基盤整備計画により、地区ごとに作成する。

(イ) 自己資金もしくは他の助成により事業実施計画を作成する場合においては、事業実施主体が、上記3に定める事項を省略し、同様式により、作成するものとする。ただし、事業指定法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「事業指定法人等」という。）が事業実施主体となる場合において、事業指定法人等は都道府県及び関係市町村と調整し、作成するものとする。

5 事業実施計画の留意事項

(1) 都道府県知事及び市町村長は、事業実施計画を樹立・作成することとなったときは、事業実施計画の樹立・作成のために必要な調査を関係部局の協力を得て実施するものとする。この場合において、都道府県知事及び市町村長は、必要に応じ事業実施計画の樹立・作成事務の一部を市町村、農業協同組合、事業指定法人その他適当と認める者に委託することができるものとする。

(2) 事業実施計画は、草地開発整備事業計画設計基準（令和2年6月11日付け2生畜第431号農林水産省生産局長通知）に留意して作成しなければならない。

(3) 都道府県知事又は市町村長が樹立する事業実施計画の作成にあたっては、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）に基づき、田園環境マスタープランが定められている地域においては、田園環境マスタープランとの整合を踏まえたものとする。

第7 事業実施計画の採択申請及び採択手続

1 本事業に係る要綱第7の1の農村振興局長等が別に定める書類は以下のとおりとする。

- (1) 草地整備型及び畜産担い手総合整備型
第5に定める活性化計画及び第6の4の(2)に定める草地畜産基盤整備事業実施計画書とする。
 - (2) 草地整備利用促進事業
飼料作物生産が位置付けられた地域計画及び第6の4の(2)に定める畜産基盤整備計画とする。
- 2 第6に基づき樹立・作成した事業実施計画の採択申請等は以下のとおりとする。
- (1) 草地整備型及び畜産担い手総合整備型
都道府県知事は、当該事業の採択を希望する前年度の11月末日までに要綱第7の1の事業採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。
 - (2) 草地整備利用促進事業
ア 都道府県が事業実施主体の場合においては、都道府県知事は、当該事業の採択を希望する前年度の11月末日までに要綱第7の1の事業採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。
イ その他の者が事業実施主体の場合においては、事業実施主体は、都道府県知事が指定する期日までに、第7の1の(2)に定める書類を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、地方農政局長等に事業採択申請書等を提出するものとする。
- 3 要綱第7の1の事業採択申請書等は、次に定める場合を除き、2の規定に定める期日までに提出するものとする。
- (1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとする場合
 - (2) 災害又は突発事故が発生した場合であって、早急に事業を実施しようとする場合
- 4 3の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第7の事業採択申請書等を提出したものとみなす。
また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は3の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 5 3の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 6 草地畜産基盤整備事業に係る要綱第7の1の事業採択申請書は採択申請様式、要綱第7の2の事業採択通知書は採択通知様式により作成するものとする。
- 7 地方農政局長等は、2の規定により提出された事業採択申請書等を審査の上、予算の範囲内において当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当であると認められるときは、都道府県知事に事業採択通知書を交付するものとする。
- 8 前項の審査の基準については、第4に定めるもののほか、次の各号に掲げる条件に照らして行うものとする。
- (1) 事業の実施が技術的に可能であること。
 - (2) 事業の効果が費用を償うものであること。
 - (3) 活性化計画の内容が地域住民の合意に基づくものであり、かつ、地域農業及び集

落の展望に即して適当と認められ、事業の実施により活性化計画の実現が図られると認められること。

- (4) 土地その他に関する各種権利関係が調整される見通しがあること。
- (5) 活性化計画に定める農地流動化計画（飼料基盤集積事業に限る）の達成が見込まれること。
- (6) 道路及び用排水路の配置、規模構造等が土地条件、将来の営農の構想等に即応するものであること。
- (7) 草地管理道路として必要な既設林道の整備（舗装等）を行う場合にあっては、林道管理者等との協議が整っていること。

9 事業開始の通知

都道府県知事は、地方農政局長等から7の事業採択通知書の交付を受けたときは、関係市町村長及び事業実施主体（都道府県を除く。）に対して当該通知があった旨を事業実施計画を添えて通知するとともに、本事業開始の通知を行うものとする。

10 事業の実施

事業実施主体は、本事業の実施を希望する事業参加者からの申請又は委託に基づき本事業を実施するものとする。

- (1) 事業実施主体のうち、事業指定法人等が、都道府県知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。

ただし、事業指定法人等は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人等及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。

- (2) (1)の契約においては、補助金の交付に関し付される条件を遵守することの事項が規定されているものとする。
- (3) 事業指定法人等は、(1)の契約を締結したときは、遅滞なく都道府県知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。

11 各年度の事業承認協議

- (1) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、毎年度、本事業の実施に当たり、あらかじめ当該年度に実施する事業実施計画に基づく実施設計を作成するものとする。また、事業実施主体が事業指定法人等の場合は当該実施設計について契約の相手方たる市町村等の同意を得るものとする。
- (2) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、(1)で作成した実施設計につき毎年度、都道府県知事の承認を受けるものとする。

12 事業の区分経理

事業実施主体は、本事業を実施するために必要な経理を他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

13 事業費の積算

本事業の事業費の積算は草地開発整備事業等事業費積算要領（昭和46年4月19日付け46畜B第945号農林省畜産局長通知）により行うものとする。

14 事業の実施期間

事業実施主体は、事業の実施に際し、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、おおむね5年間で事業完了が図られるよう努めるものとする。

15 指導体制

- (1) 都道府県知事は、活性化計画及び事業実施計画の樹立並びに事業の実施に当たり、本事業の主務課及び関係各課と普及指導センター等現地指導機関（この別紙において「指導機関」という。）との連携体制の確立に努めるものとする。
- (2) 指導機関は、活性化計画及び事業実施計画の策定並びに事業の遂行に当たって必要な技術指導及び経営指導等に協力するとともに、事業の効果が適確に確保できるよう、市町村、農業協同組合等と連携を保ちつつ事業実施後の営農指導に当たるものとする。
- (3) 都道府県知事は、指導機関が現地においてこの指導活動を適切に行い得るよう活動経費につき配慮するものとする。

16 事業完了後の措置

(1) 草地等及び施設の一時使用等

ア 事業実施主体は、事業が完了した草地等及び施設を譲渡するまでの間、工事の完了した部分を一時使用させることができるものとする。

イ 事業実施主体は、事業が完了するまでの間において、分割して引き渡すことを適当と認める部分に係る工事が完了したときは、当該部分の草地等及び施設を譲渡することができるものとする。

ウ 事業実施主体（都道府県を除く。）は、草地等及び施設の全部又は一部を貸し付けようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事と協議するものとする。

- (2) 都道府県知事、事業実施主体及び管理経営主体は、草地畜産基盤整備事業が完了後において、当該事業によって造成改良又は整備改良された農用地及び新設又は改良された施設の管理が事業の趣旨に即して適正に行われるように特に努めるものとする。

第8 事業実施計画等の変更

1 草地整備型及び畜産担い手総合整備型

- (1) 都道府県知事は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、自らが設置した事業の中間評価に係る審査委員会による審査を経て事業実施計画の変更を行うものとする。

ア 事業実施主体、管理経営主体又は事業参加者の変更

イ 受益草地等の面積の10%以上の増減

ウ 工種の新設又は廃止

エ 労賃又は物価の変動によるものを除く総事業費の10%以上の変動（公共事業の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減であって、変更前の事業地区計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

- (2) 都道府県知事は、前項に掲げる事業実施計画の重要な部分を変更したときは、別記様式第6号の草地畜産基盤整備事業実施計画変更報告書に、変更後の事業実施計画を添付して、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。
- (3) 都道府県知事は、事業実施計画に係る活性化計画を変更しようとするときは、あらかじめ関係市町村等の意見を聞くものとし、活性化計画を変更した場合は、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。

2 草地整備利用促進事業

- (1) 事業実施主体は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、計画の変更を行うものとする。
- ア 事業実施主体、管理経営主体又は事業参加者の変更
 - イ 受益面積の5%以上かつ7ヘクタール以上の増減
 - ウ 工種の新設又は廃止
 - エ 労賃又は物価の変動によるものを除く総事業費の20%以上の変動（公共事業の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減であって、変更前の事業地区計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）
- (2) 都道府県が事業実施主体の場合において、(1)に掲げる事業実施計画の重要な部分を変更したときは、都道府県知事は、別記様式第6号の草地畜産基盤整備事業実施計画変更報告書に、変更後の畜産基盤整備計画を添付して、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。
- (3) その他の者が事業実施主体の場合において、(1)に掲げる事業実施計画の重要な部分を変更したときは、事業実施主体は、変更内容を示した畜産基盤整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、これを確認の上、別記様式第6号の草地畜産基盤整備事業実施計画変更報告書に変更後の畜産基盤整備計画を添付したものを地方農政局長等に提出するものとする。

第9 事業の完了報告

本事業が完了したときは、以下のとおりとする。

1 草地整備型及び畜産担い手総合整備型

都道府県知事は、本事業が完了したときは、別記様式第7号の草地畜産基盤整備事業完了報告書により、地方農政局長等に報告するものとする。

2 草地整備利用促進事業

- (1) 都道府県が事業実施主体の場合においては、都道府県知事は、別記様式第7号の草地畜産基盤整備事業完了報告書により、地方農政局長等に報告するものとする。
- (2) その他の者が事業実施主体の場合においては、事業実施主体は、本事業が完了した旨を別記様式第7号の別表の草地整備利用促進事業完了報告書を付して都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に別記様式第7号の草地畜産基盤整備事業完了報告書により、提出するものとする。

第10 助成

1 補助

(1) 草地整備型及び畜産担い手総合整備型

ア 国は、本事業について次に掲げる表の交付対象欄に「○」を記載している工種に必要な経費の一部を、予算の範囲内において、都道府県に対して補助するものとし、国庫補助の概要及び補助率は、次のとおりとする。

イ 当該補助の交付申請の申請等については、別に定める土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）によるものとする。

区分	種目	工種及び整備 内 容	交 付 対 象				補 助 率
			草地整備型		畜産担い手 総合整備型		
			道営 草地 整備 事業	公共 牧場 整備 事業	飼料 基盤 集積 整備 事業	再編 整備 事業	
事業 計 画 策 定 事 業	(1) 事業 実 施 計 画 策 定	ア 事業実施計画策定 都道府県が行う草地畜産基盤整備事業実施 計画の作成に要する経費	○	○	○	○	50 % 以 内
基 本 施 設 整 備 事 業	(1) 草地 整 備 改 良	ア 草地整備改良 草地（輪作体系等の中で飼料生産を主体と した飼料基盤として利用される土地を含む。 ）の整備改良（これらの土地の起土、整地並 びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子 の購入及び散布を含む。）に要する経費	○	○	○	○	50 % 以 内
		イ 道路整備 草地（アの整備に係る草地をいう。以下(1 ）において同じ。）の利用に必要な道路の新 設又は改良に要する経費	○	○	○	○	
		ウ 用排水施設整備 草地保全又は利用に必要な用排水施設の新 設又は改良に要する経費	○	○	○	○	

	エ 雑用水施設整備 草地に係る経営に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○
(2) 関 連 草 地 造 成 改 良	ア 草地造成改良 草地（飼料畑を含む。）の造成又は改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）に要する経費	○	○	○	○
	イ 道路整備 草地（アの整備に係る草地をいう。以下(2)において同じ。）の利用に必要な道路の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○
	ウ 用排水施設整備 草地の保全又は利用に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○
	エ 雑用水施設整備 草地に係る経営に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○
(3) 草 地 等 の 基 盤 整 備 改 良	ア 野草地整備改良 野草地の整備改良（牧草導入のための障害物除去、起土、整地並びに土壌改良資材、牧草種子の購入及び散布を含む。）のほか、野草地の利用に必要な道路整備、雑用水施設整備の新設又は改良に要する経費		○	○	○
	イ 放牧用林地整備 放牧用林地の造成又は整備（造林・除間伐並びに牧草導入のための障害物除去、起土、整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）のほか、放牧用林地の利用に必要な道路整備、雑用水施設整備の新設又は改良に要する経費			○	○
	ウ 牧野樹林整備 草地の保全、家畜の保護上必要な樹林の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○
	エ 家畜排せつ物還元用農用地造成・整備 家畜排せつ物の還元に必要な農用地の造成改良又は整備改良に要する経費	○			○

		オ 水質汚染防止基盤整備 牧場施設等から排出される汚水を浄化するために必要な水質浄化林・浄化水路の造成整備又は浄化池・汚水処理池等の整備改良に要する経費			○	○	
		カ 防災施設整備 草地（飼料畑、野草地、放牧用林地及び牧野樹林を含む。）の造成改良、整備改良又は保全上必要な防災施設又は樹林の新設又は改良に要する経費		○	○	○	
		キ 施設用地造成整備 牧場の管理経営を行うための基地となる畜産施設用地、牧場の持つ緑資源、景観を活用するために必要な牧場広場及び区分欄の利用施設整備事業の整備に伴い必要となる施設用地の造成整備（農業用施設の撤去を含む。）に要する経費		○	○	○	
		ク 鳥獣被害防止施設整備 草地、飼料畑、牧場施設等への鳥獣被害の防止に必要な施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	
利用施設整備事業	(1) 農業用施設整備	ア 隔障物整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地における家畜の放牧に必要な隔障物の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	50%以内
		イ 家畜保護施設整備 整備改良又は造成改良された草地（飼料畑を含む。）、野草地及び放牧用林地を利用する家畜の飼養に必要な家畜避難舎、増飼施設、当該家畜の看視及び保護に必要な看視舎等の新設又は改良に要する経費		○	○	○	
		ウ 電気導入施設整備 施設等に必要な電気を導入する施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	
		エ 用排水施設整備 農業用施設に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○	

オ	雑用水施設整備 農業用施設に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○
カ	飼料調製貯蔵施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の利用に必要な飼料乾燥施設並びに飼料貯蔵施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○
キ	飼肥料庫整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を利用する家畜の飼養に必要な飼料の保管施設並びに管理に必要な肥料の保管施設の新設又は改良に要する経費				○
ク	家畜排せつ物処理施設整備及びペレット化施設整備 家畜排せつ物を処理するために必要な施設及び堆肥のペレット化に必要な施設の新設又は改良に要する経費		○		○
ケ	水質汚染防止施設整備 牧場施設等から排出される汚水を浄化するために必要な水質汚染防止施設の新設又は改良に要する経費			○	○
コ	間伐材加工処理施設整備 間伐材を畜産的利用するために必要な加工処理施設の新設又は改良に要する経費				○
サ	衛生管理施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を放牧利用する家畜の疾病予防又は衛生対策に必要な衛生舎、薬浴、牛舎等の施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○
シ	放牧馴致施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を放牧利用する家畜の放牧馴致に必要なパドック、シェルター、草架等の施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○
ス	防護柵整備 牧場、遊歩道等への来訪者の安全を図るための防護柵の新設及び改良に要する経費		○		

	セ 環境保全施設整備 都市住民との交流及び緑資源の提供に供する施設の適切な利用と保全を図るための休憩所、便所、水飲場、ベンチ、展望施設、案内板、体験学習施設、ごみ処理施設等の新設、改良に要する経費		○			
(2) 農機具等導入	ア 牧場用機械施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の利用に必要な農機具、監視用家畜の導入に要する経費		○			○
	イ 農具庫整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の管理利用に必要な農機具の保管施設の新設又は改良に要する経費					○
	ウ 燃料庫整備 施設及び農機具等に必要な燃料の保管施設の新設又は改良に要する経費					○

(2) 草地整備利用促進事業

ア 国は、本事業について次に掲げる表の工種に必要な経費の一部を、予算の範囲内において、都道府県に対して補助するものとし、国庫補助の概要、補助率及び助成単価は、次のとおりとする。

なお、助成単価は、別表に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者の施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。

イ 次に掲げる表の工種の欄（5）から（10）までにあつては、施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【】内に定める単価とする。

ウ 当該補助の交付申請の手続等については、別に定める土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）によるものとする。

工 種	整 備 内 容	補助率・助成単価
(1) 事業計画策定	都道府県又は市町村が行う事業計画の作成（権利関係、基盤整備に関する調査・調整活動を含む。）に要する経費	50%以内
(2) 草地整備改良	草地の整備改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）に要する経費	50%以内

(3) 用排水施設整備	草地（(2)の整備に係る草地をいう。以下(4)において同じ。）の保全又は利用に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費	
(4) 雑用水施設整備	草地に係る経営に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費	
(5) 区画拡大	草地として利用する農地における畦畔除去及び勾配修正による区画拡大に要する経費	・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって、表土扱いを行う場合は、受益面積10アール当たり25万円【18万円】 ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり23万5千円【17万円】 ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行わない場合は、受益面積10アール当たり6万円【5万円】 ・畦畔除去のみの場合は、施工延長100メートル当たり3万5千円【3万5千円】
(6) 暗渠排水	草地として利用する農地における吸水渠（本暗渠管）の間隔が10メートル以下の暗渠管の新設に要する経費	・バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は、受益面積10アール当たり19万円【13万5千円】 ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり17万円【12万円】 ・トレンチャ工法を用いる場合は、受益面積10アール当たり12万円【8万5千円】 ・掘削同時埋設工法を用いる場合は、受益面積10アール当たり10万5千円【7万5千円】
(7) 湧水処理	草地として利用する農地における湧水処理のための暗渠管の新設に要する経費	・表土扱いを行う場合は施工延長100メートル当たり20万5千円【14万円】 ・表土扱いを行わない場合は、施工延長100メートル当たり18万5千円【12万5千円】

(8)客土	草地として利用する農地における層厚10センチメートル以上となる客土に要する経費	受益面積10アール当たり26万円【17万5千円】
(9)除礫	草地として利用する農地における除礫に要する経費	受益面積10アール当たり23万5千円【16万円】
(10)隔障物整備	整備された農地(5)～(9)の整備に係る農地をいう。)における家畜の放牧に必要な隔障物の新設に要する経費	・電気牧柵の場合は、受益面積1ヘクタール当たり33万円【24万円】 ・電気牧柵以外の場合は、受益面積1ヘクタール当たり25万円【20万円】

2 第10の1の(1)及び(2)に係る補助率及び助成単価(事業計画策定は除く。)は、以下のとおりとする。

(1) 畜産担い手総合整備型の各事業を実施する場合にあっては、離島は、同表中「50%以内」とあるのは「55%以内」と、奄美群島及び沖縄県は、同表中「50%以内」とあるのは「2/3以内」とする。

(2) 草地整備利用促進事業を実施する場合にあっては、次のとおりとする。

ア 離島は同表中「50%以内」とあるのは「55%以内」と、奄美群島及び沖縄県は同表中「50%以内」とあるのは「2/3以内」とする。

イ 第10の1の(2)の表の工種の欄に掲げる区分(この別紙において「同区分」という。)の(5)から(10)までに応じ、受益面積(施工対象の農地面積。湧水処理にあっては施工延長。)に助成単価を乗じた額の合計とし、同区分(5)、(6)、(8)及び(9)は受益面積1アール未満、(7)は施工延長10メートル未満、(10)は受益面積1ヘクタール以上の農地であって10アール未満は切り捨てて算出することとする。

ウ 同区分(6)及び(7)にあっては、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール当たり(工種の欄(7)にあっては施工延長100メートル当たり)2万円を加算するものとする。

エ 同区分の(6)に関して、農地の区画の形状等により吸水渠(本暗渠管)の間隔(L)が10メートル以上となる場合には、受益面積(A)を割り引いて助成額($A \times 10 / L \times \text{助成単価}$)を算出するものとする。

3 事業内容については、上記の表のほかに次に定めるところによるものとする。

(1) 草地整備改良、草地造成改良等

ア 通常の作業のほかに、特殊土壌のために、マサ抜き、心土破碎等を必要とする団地についてはその経済性を勘案し当該作業に要する経費(人夫費、機械施工料等)を補助の対象とする。

イ 除草に用いる除草剤及び抜根、除石に用いる火薬類の購入に要する費用は、現地の状況に応じ補助の対象とする。

ウ 土壌改良資材は、土壌の改良に要する石灰質資材(炭カル等)、燐酸質資材(溶性燐肥等及び草地用化成(農林水産省の登録銘柄に限るものとし、事業実施主体

が独自に混合するものは含まない。)) とする。

エ 有機質資材の購入及び散布に要する経費は、草地の造成及び整備改良時に、表土の確保が困難であり、又は腐食含有量が不足する場合に、補助の対象とするものとする。

オ 有機質資材は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する特殊肥料又は汚泥を原料として生産される普通肥料のうち、品質表示又は保証票の添付のあるものに限ることとする。

カ 牧草種子は、品質証明を受けた優良牧草種子（原則として都道府県の定める奨励品種であること。）とする。

キ 飼料畑とは、青刈飼料作物、一年生牧草、飼料用根菜、飼料用果菜等飼料用作物を主として栽培する土地であって、飼料畑に対する種子の購入及び散布に要する経費は補助の対象としない。

ク 蹄耕法による草地造成改良に対する助成

草地開発整備事業において草地造成改良を蹄耕法によって行う場合の重放牧に必要な管理人夫の雇用に要する経費は、補助対象とする。

（2）道路整備

道路の改良とは、(a) 曲線、勾配の修正を含む路線の位置の変更、(b) 幅員の拡張、(c) (a) 及び (b) の組合せ工事等道路の利用効率を本質的に高める工事をいい、敷砂利程度の路面改修のみの工事等は含まないものとする。

なお、地形等の条件で索道が必要な場合は、これを基本施設として補助の対象とする。

（3）利用施設整備事業

利用施設整備事業は、第 10 の表の工種及び整備内容の草地整備改良、草地造成改良、野草地整備改良及び放牧用林地整備と一体的に行う場合に限り、実施することができるものとする。

なお、補助対象範囲は、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。

（4）家畜保護施設整備

ア 家畜保護施設を整備（公共牧場は除く。）する場合にあつては、飼料自給率の向上率が事業採択時の現況値より 10%以上となることが確実とみこまれ、かつ、市町村計画等の飼料自給率の現況値以上であること。

イ 家畜保護施設を整備にあつては、畜産物の需給動向に配慮するとともに、関係者等と十分調整を図るものとする。

ウ 家畜保護施設を整備に要する経費は、過大積算とならないよう留意するものとし、所得償還率の低減に努めるものとする。

エ 家畜保護施設を整備を行った場合は、家畜導入計画に基づき、家畜の導入を行うものとし、おおむね 5 年以内に家畜の導入を完了することが見込まれること。

（5）飼料調製貯蔵施設整備及び農機具等導入

飼料受託組織又は共同利用方式により、飼料調製貯蔵施設整備及び農機具等導入を実施する場合にあつては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭

和 28 年法律第 35 号) に留意するとともに、全ての利用者（公共牧場における整備を除く。）が第 10 の表の工種及び整備内容の草地整備改良、草地造成改良、野草地整備改良及び放牧用林地整備と一体的に行う場合に限り、助成の対象とする。

(6) 鳥獣被害防止施設整備

鳥獣被害防止施設の整備を実施する場合にあっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 4 条第 1 項の規定による被害防止計画との整合を図るものとし、第 10 の表の工種及び整備内容の草地整備改良（輪作体系は除く）及び草地造成改良と一体的に行う場合に限り、実施することができるものとする。

(7) 農機具等導入

農具庫整備及び燃料庫整備は、牧場用機械施設整備と一体的に行う場合に限り、助成の対象とし、過大整備とならないよう留意するものとする。

(8) 草地整備利用促進事業

ア 同一ほ場内において、同区分（2）及び（5）から（9）までを重複して実施はできないものとする。

イ 草地整備型及び畜産担い手総合整備型と併せて実施することはできないものとする。

ウ 同区分の（5）から（10）までについては、事業実施主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工（この別紙において「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。

(9) ペレット化施設整備

ア 家畜排せつ物処理施設と一体的に整備する施設であること。

イ ペレット化の基本的な処理工程に直接関わる設備であること。

ウ 事業計画策定段階において、堆肥の広域流通が計画されペレット化施設の必要性が認められること。

4 融資

(1) 本事業に対する融資については、株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県については沖縄振興開発金融公庫資金）及び農業近代化資金の融資を受けることができる。

(2) 第 7 の 9 の事業開始の通知を受けた市町村は、（1）の融資を受けようとするものがあらかじめ予定されている場合は、（1）の融資の手続によるほか次に掲げるところによるものとする。

ア 市町村長は、事業実施計画に基づき、（1）の融資を受けようとする者について、別記様式第 8 号の様式により、次の事項を記載した計画書（この別紙において「資金計画書」という。）を作成し、都道府県知事に協議するものとする。

(ア) 農業経営の状況

(イ) 農業経営の改善計画

(ウ) 取得を予定している農地等又は未墾地並びに整備を予定している施設等

(エ) 必要資金の額及び調達方法

(オ) 償還計画

(カ) その他必要な事項

イ 都道府県知事は、アの資金計画書の内容を審査し適当と認めたときは、市町村長に通知するとともに、当該地区の事業実施計画の概要及び資金計画書に基づく資金所要額を株式会社日本政策金融公庫及び関係融資機関へ通知するものとする。

ウ 都道府県知事が資金計画書の内容を審査するに当たっては、あらかじめ、関係機関（株式会社日本政策金融公庫、農業協同組合等）との意見調整を行う等融資を受けようとする者への融資が円滑に行われるよう配慮するものとする。

第 11 補則

1 他の施策との関連

本事業において配合飼料を購入している者又は団体（以下「畜産経営者」という。）が事業参加者となる場合には、当該事業参加者は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和 50 年 2 月 13 日付け 50 畜 B 第 303 号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約の締結を継続するものとする。ただし、事業実施前年度に契約を締結していない畜産経営者、自給飼料への転換等によって配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由がある畜産経営者、不特定の者が受益する取組を行う畜産経営者については、その限りではない。

2 飼料作物生産が位置付けられた地域計画に係る緩和

第 4 の 1 の表の種類欄の草地整備利用促進事業及び第 7 の 1 の（2）に定める飼料作物生産が位置付けられた地域計画については、要綱第 3 の 2 のただし書きに規定されている原子力被災 12 市町村及び令和 6 年能登半島地震の被災市町村にあつては、飼料作物生産が位置付けられた、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知） 2 の（1）の実質化された人・農地プランをいう。）とすることができる。

3 本事業に係る国有林野の活用

本事業に基づく事業を実施するために必要な国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律（昭和 46 年法律第 108 号）その他関係諸法令及び国有林野の活用に関する通知の定めるところによるものとする。

4 農地流動化対策の活用

本事業の円滑な実施を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。この別紙において「農地中間管理事業推進法」という。）及び基盤強化法に規定する事業の積極的活用を図るものとし、その実施については、農地中間管理事業推進法及び基盤強化法その他関係法令の定めるところによるものとする。

5 家畜排せつ物の土地還元

本事業において、輪作体系の中で飼料基盤として利用される土地を草地の整備改良の対象とする場合にあつては、家畜排せつ物の土地還元に努めるものとする。

- 6 草地管理道路として必要な既設林道の整備の協議
実施計画の承認申請等において、草地管理道路として必要な既設林道の整備（舗装等）を行う場合にあっては、林道管理者等との協議が整っているものとする。
- 7 補助事業等の実施に要する人件費の算定等
本事業のうち第 10 の表の事業内容欄の事業計画策定事業の実施に要する人件費については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。
- 8 農業者施工を行う場合
事業実施主体は、不測の事故等に備え、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に参加させる等の対応を行うものとする。

第 12 経過措置

- 1 農用地開発事業実施要綱（昭和 45 年 12 月 10 日付け農地 C 第 500 号農林事務次官依命通知）又は畜産担い手育成総合整備事業実施要綱（平成 16 年 3 月 30 日付け 15 生畜第 5007 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施してきた地区であって、本事業により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 2 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2199 号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された事業が本事業に移行する場合における実施要件の取扱いについては、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱の例による。
- 3 特定地域振興生産基盤整備事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振 2242 号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された事業が本事業に移行する場合における実施要件の取扱いについては、特定地域振興生産基盤整備事業実施要綱の例による。
- 4 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された事業が、本事業の実施要件を満たしている場合については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 5 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された事業が本事業の実施要件を満たしている場合については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 6 沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された事業が本事業の実施要件を満たしている場合については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 7 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領別紙（番号 3 草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第 7 の規定、特定地域振興生産基盤整備事業実施要領別紙（番号 3 草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第 7 の規定、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙（番号 6 草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第 8 の規定、地域自主戦略交付金交付要綱（番号 11 草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第 8 の規定又は沖縄振興公

共投資交付金交付要綱別紙（番号 9 草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第 8 の規定に基づいて、平成 24 年度及び平成 25 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本事業の実施に必要な資料の提出がされたものとみなすことができる。

別表

事業概要	農地の形状等	現場条件、使用工法	標準的な作業内容
区画拡大	30m×100m(30a) のほ場2枚を 60m×100m(60a) のほ場1枚へ区 画拡大	畦畔で隣接するほ場の 高低差が10cmを超 える場合で表土扱い を行う	ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形 工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）
		畦畔で隣接するほ場の 高低差が10cm以下 である場合で表土扱 いを行う	ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形 工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）
		畦畔で隣接するほ場の 高低差が10cm以下 である場合で表土扱 いを行わない	簡易整備工（ブルドーザ）、耕地復旧（トラクタ、雑物 除去）
		畦畔除去のみ	畦畔除去（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除 去）
暗渠排水	30m×100m(30a) のほ場の長辺方 向に本暗渠管 （管径50mm～ 60mm）を3本埋 設	バックホウ工法を用 い、表土扱いを行う 場合	表土はぎ取り等（ブルドーザ）、掘削（バックホウ）、 資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設 （バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラ クタ）
		バックホウ工法を用 い、表土扱いを行わ ない場合	掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被 覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホ ウ）、耕地復旧（トラクタ）
		トレンチャ工法を用 い、表土扱いを行わ ない場合	掘削（トレンチャ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被 覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホ ウ）、耕地復旧（トラクタ）
		掘削同時埋設工法を 用い、表土扱いを行 わない場合	掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入（同時埋設）、資材 小運搬、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホ ウ）、耕地復旧（トラクタ）
湧水処理	本暗渠管 （管径50mm～ 60mm）	表土扱いを行う場合	表土はぎ取り等（ブルドーザ）、掘削（バックホウ）、 資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設 （バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラ クタ）
		表土扱いを行わない 場合	掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被 覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホ ウ）、耕地復旧（トラクタ）
客土	—	—	客土材運搬（バックホウ、ダンプトラック）、客土材散 布・整地（ブルドーザ、バックホウ）
除礫	—	—	除礫（ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラッ ク）、整地（ブルドーザ）
隔障物整備	—	電気牧柵の場合	主力柱打設（バックホウ）、中間柱打設（バックホ ウ）、電線設置、電気施設工
		電気牧柵以外の場合	主力柱打設（バックホウ）、中間柱打設（バックホ ウ）、有刺鉄線設置

注）標準的な作業内容のうち一部を農業者施工により行うことを想定している。

(採択申請様式)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

農業競争力強化農地整備事業（〇〇〇）採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年 3 月30日付け29農振第2604号）第 7 の 1 の規定に基づき、次に掲げる資料[※]を添えて申請します。

- 1. 事業計画概要書
- 2. 農業競争力強化基盤整備計画
- 3. その他

記

事業型	都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積	総事業費	備 考
草地畜産基盤 整備事業 (草地整備型)				ha	百万円	

※ 草地整備利用促進事業においては 1. 畜産基盤整備計画、 2. その他とする。

事業採択通知書

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

事業型	都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積	総事業費	備 考
草地畜産基盤 整備事業 (草地整備型)				ha	百万円	

	県	地区
	作 成 年 月	

(

型

)事業

畜 産 活 性 化 計 画 書

〇 〇 地 区

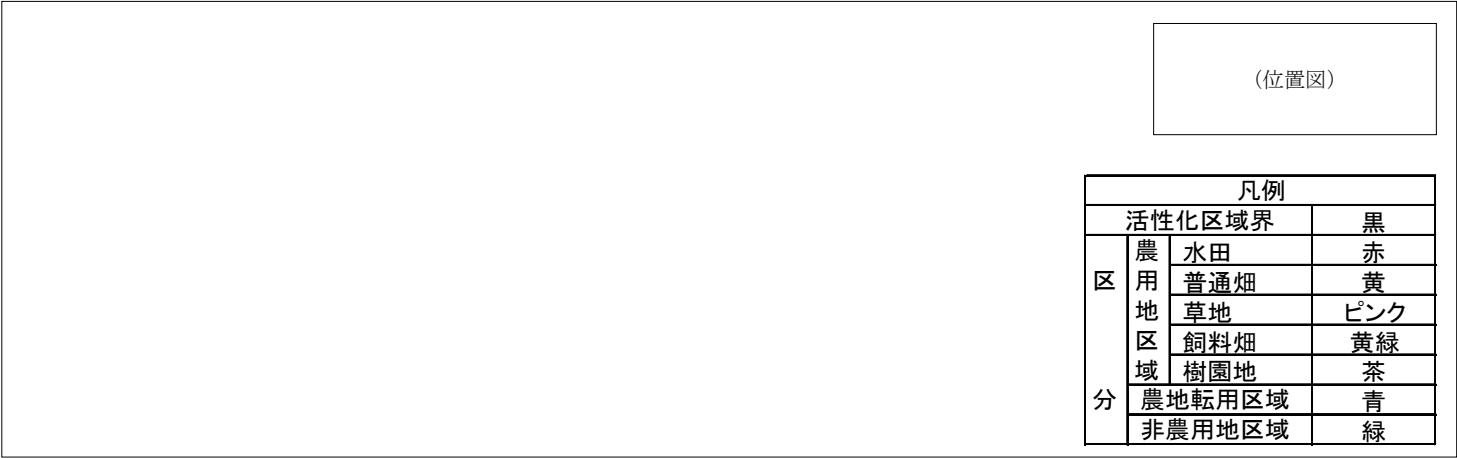
令和 年 月

〇〇県（都道府県）

〈目 次〉

第1章 概 要	
1 畜産活性化計画総括表	(2)実現すべき農業構造の目標
2 畜産経営の変化と農業農村整備の展望	(3)畜産の生産性向上の目標
3 畜産担い手育成の展望	(4) 担い手育成計画
4 対象事業の概要	(5)農地の流動化計画(飼料基盤集積事業に限る。)
第2章 地域畜産の概要	(6)土 地 利 用 計 画
1 計画地域の概要	(7) 家畜飼養計画
2 市町村の概況	(8) 飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標
(1)市町村の概要	①自給飼料の生産目標
(2)市町村における畜産振興等の目標	②飼料生産基盤の整備目標
第3章 計画事項	2 関連事業計画
1 畜産活性化の目標	3 推進体制整備計画
(1)育成すべき畜産経営の姿	4 その他必要な事項

畜産活性化計画区域図
〇〇県〇〇地区



- (注) 1 第3章の土地利用構想に従って区分する。
- 2 計画内容が分かる適当な縮尺とし、A4版折込みとする。

第1章 概要
1 畜産活性化計画総括表

農政局名	
------	--

都道府県名	所在地	地区名	区域面積（ha）			担当部署名							
						(TEL FAX)							
地勢及び社会経済条件						飼料生産基盤の整備状況							
営農状況													
農業構造の再編目標	現在				目標（10年後）								
	農家戸数（戸） 農用地面積（ha） 飼料基盤面積（ha） 家畜飼養頭数 経営面積（ha） 農業所得（千円）					農家戸数（戸） 農用地面積（ha） 飼料基盤面積（ha） 家畜飼養頭数 経営面積（ha） 農業所得（千円）							
自給飼料生産計画	区分	需要量（TDN） (A)	供給量（TDN） (B)	差引過不足量（TDN） (A)－(B)	外部依存量（TDN）			飼料自給率 (B)／(A)	備考				
					その他粗飼料(C)	濃厚飼料(D)	計						
		現況	t	t	t	t	t			t	%		
		計画	t	t	t	t	t	t	%				
道営草地整備事業・公共牧場整備事業関連	担い手育成の目標	現況担い手戸数(A)		計画担い手戸数(B)		計画(B)／現況(A)		備考					
		(戸)		(戸)		(10年後)							
	土地利用計画構想	区分	活性化計画 区域面積(ha)	農用地(ha)					非農用地	その他	計		
				水田	普通畑	飼料畑	牧草地	その他	小計				
		現況											
		計画											
	家畜飼養計画	現況家畜飼養頭数(A)		計画家畜飼養頭数(B)		戸数		計画(B)／現況(A)		備考			
		(頭)		(頭)		(戸)							
	事業管理計画	① (年～年)		② (年～年)		③ (年～年)			④ (年～年)				
飼料生産基盤集積整備事業関連	飼料生産基盤の流動化計画	項目	受益草地等面積(A)		担い手の経営飼料基盤面積(B)			同左②(%) (B)÷(A)		備考			
		現況	(ha)		(ha)					※比率は、面積比による			
		対象事業完了時	(ha)		(ha)			(5年後)					
		目標	(ha)		(ha)			(10年後)					
		現況担い手経営飼料基盤面積(A)	計画担い手経営飼料基盤面積(B)		戸数		計画(B)／現況(A)		対象事業完了後				
			(ha)		(ha)		(戸)		(10年後)		(5年後)		
		担い手等への土地利用集積方法	計(ha)	個別農家	農地所有適格法人	生産組織	その他	備考					
		自己所有地											
		賃借権設定											
		経営受託											
		農作業受託											
		その他	()	()	()	()	()						
	家畜飼養計画	現況家畜飼養頭数(A)		計画家畜飼養頭数(B)		戸数		計画(B)／現況(A)		対象事業完了後		備考	
		(頭)		(頭)		(戸)		(10年後)		(5年後)		※比率は、頭数比による	
	事業管理計画	① (年～年)		② (年～年)		③ (年～年)			④ (年～年)				
	再編整備事業関連	飼料生産基盤の整備計画		山林	原野	採草放牧地	田	畑	計	備考			
			造成改良						()				
			整備改良						()				
			野草地整備						()				
放牧用林地整備								()					
その他								()					
		計						()					
家畜飼養計画		現況市町村家畜飼養頭数(A)		計画市町村家畜飼養頭数(B)		戸数		計画(B)／現況(A)		対象事業完了後		備考	
		(頭)		(頭)		(戸)		(10年度)		(5年後)			
		うち担い手分(A)		うち担い手分(B)		戸数		計画(B)／現況(A)		対象事業完了後		備考	
		(頭)		(頭)		(戸)		(10年後)		(5年後)			
事業管理計画		① (年～年)		② (年～年)			③ (年～年)			(年～年)			

(注1) 土地利用集積方法のその他の欄の()は交換分合等を記入する
(注2) 草地整備利用促進事業は道営草地整備事業関連欄に記載すること。

2 畜産経営の変化と農業農村整備の展望

	現況	計画
経営形態		
経営状況		
生産基盤		

3 担い手育成の展望

4 対象事業の概要

事業名	地区名	採択年度	完了予定 年 度	受益面積	総事業費	(道営草地整備事業)	
						計画区域草地等面積	参加農家に占める担い手農家割合
		年度	年度	ha		ha	%

第2章 地域畜産の概要

1 計画区域の概要

① 計画区域の範囲

市町村名	関係集落	関係農協	関係面積	関係戸数

② 計画区域における畜産の概況

③ 対象区域の選定理由

2 市町村の概況

(1) 市町村の概要

(2) 市町村における畜産振興等の目標

① 振興計画及び指定地域の状況

(市町村名：、調査年度：令和 年度)

名称	対象地域	指定・許可年月日				内容	備考
		指定		許可			
		指定		許可			
		指定		許可			
		指定		許可			

(市町村名： 調査年度：令和 年度 調査資料名：)

第3章 計画事項

1 畜産活性化の目標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等

(2) 実現すべき農業構造の目標（市町村計画等）

営農類型	経営規模の目標	農家戸数の目標	区域内農家戸数	区域内担い手農家戸数

(3) 畜産の生産性向上の目標

[illegible][illegible]

① 担い手等の内訳

(注) 担い手農家及び生産組織等の現在数についても要綱・要領で定義された要件に合致するものについて記入する。

5年後

--	--

(注) 1 個別経営体毎に記入するものとする。

5 年後

[illegible]

④ 農地所有適格法人及び農業生産組織の概要

[illegible][illegible]

(6) 土地利用計画
① 土地利用構想

[illegible]

② 飼料基盤利用集積の内訳
現在

農作業主体	担い手農家等								合 計	
	個 別 農 家		農地所有 適格法人		生 産 組 織		そ の 他			
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
自 己 所 有 地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃 借 権 設 定										
農 作 業 受 託										
その他（ 経営受託）										
計										

計 画（10年後）

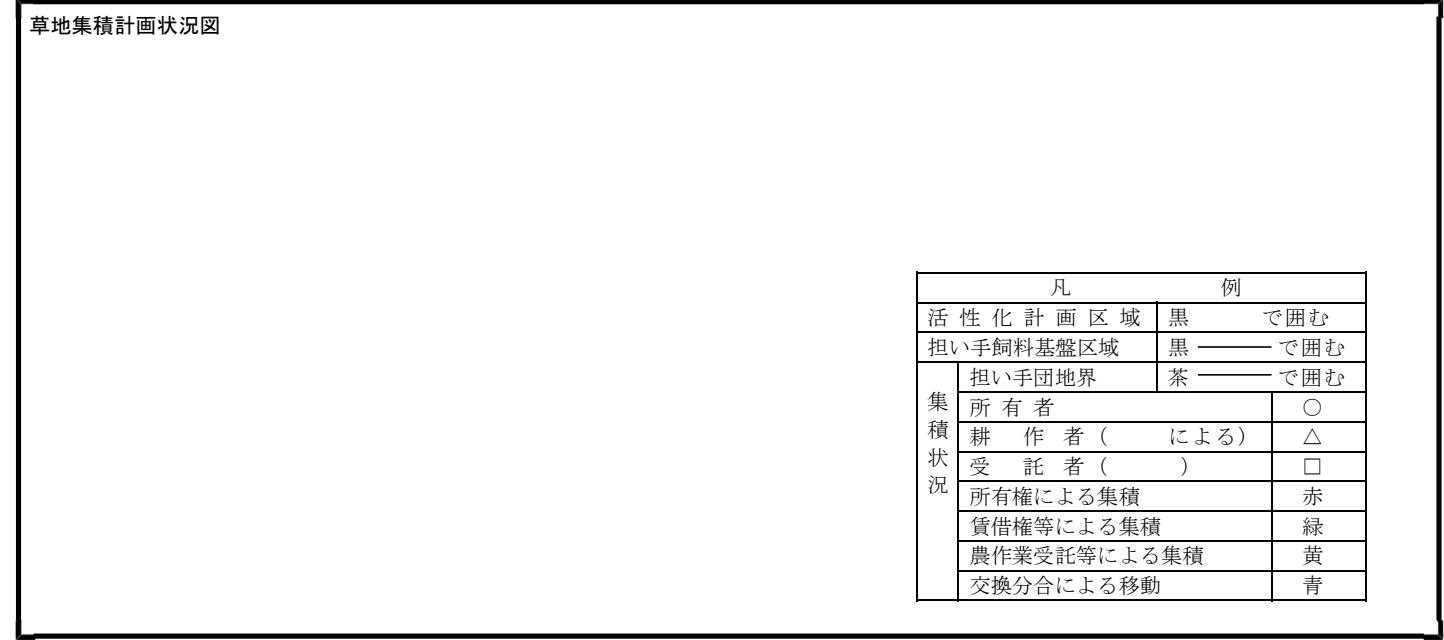
農作業主体	担い手農家等								合 計	
	個 別 農 家		農地所有 適格法人		生 産 組 織		そ の 他			
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
自 己 所 有 地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃 借 権 設 定										
農 作 業 受 託										
その他（ 経営受託）										
計										

③ 担い手別団地別の飼料基盤利用集積調整一覧表（ 飼料基盤集積整備事業に限る。）

担い手 農番 番号	地 番	面 積 (ha)	計画地目	所有農 家番号	面 的 集 積 方 法（ha）				
					所 有 権	賃 借 権	作 業 委 託	経 営 委 託	計

（ 注 ） 一覧表は担い手別に整理する。

④ 飼料基盤集積計画状況図（ 飼料基盤集積整備事業に限る。）



（ 注 ） 1 色分、記号、番号等で集積状況がわかるように作成する。
2 計画内容が分かる適当な縮尺とし、A 4 版折込みとする。

(7) 家畜の飼養計画

区 分	乳 用 牛			肉 用 牛			そ の 他					
	飼養戸数	飼養頭数	戸 当 り 飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	戸 当 り 飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	戸当飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	戸当飼養頭数
現 況	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計 画	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
増 減	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

- (注) 1 上段は市町村全体、下段 () 書きは担い手分とする。なお、公共牧場の場合は上段を預託頭数とする。
- 2 その他は、畜種毎に記入する。

(8) 飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標

① 自給飼料の生産計画

5 年後

(単位：t)

区 分	需 要 量 (TDN) (A)	供 給 量 (TDN) (B)	差引過 不足量 (TDN) (A)+(B)	外 部 依 存 量 (TDN)				飼 料自 給率 (B)/(A)	備 考
				公共草地 (C)	そ の 他 粗飼料 (D)	濃厚飼料 (E)	計		
現 況	t	t	t	t	t	t	t	%	
計 画	t	t	t	t	t	t	t	%	
増 減	t	t	t	t	t	t	t	%	

1 0 年後

(単位：t)

区 分	需 要 量 (TDN) (A)	供 給 量 (TDN) (B)	差引過 不足量 (TDN) (A)+(B)	外 部 依 存 量 (TDN)				飼 料自 給率 (B)/(A)	備 考
				公共草地 (C)	そ の 他 粗飼料 (D)	濃厚飼料 (E)	計		
現 況	t	t	t	t	t	t	t	%	
計 画	t	t	t	t	t	t	t	%	
増 減	t	t	t	t	t	t	t	%	

②飼料生産基盤の整備目標

		事 業 対 象 用 地					目標整備量	事 業 計 画
		山林	原野	採草放牧地	田	畑		
飼料生産基盤								
	造 成 改 良							
	整 備 改 良							
	野草地整備							
	放牧用林地整備							
	その他							
農 道								
用 排 水								

② 農業用施設の整備目標

	現 在	目標整備量
家畜保護施設		
家畜排せつ物処理施設		
飼料調製貯蔵施設		

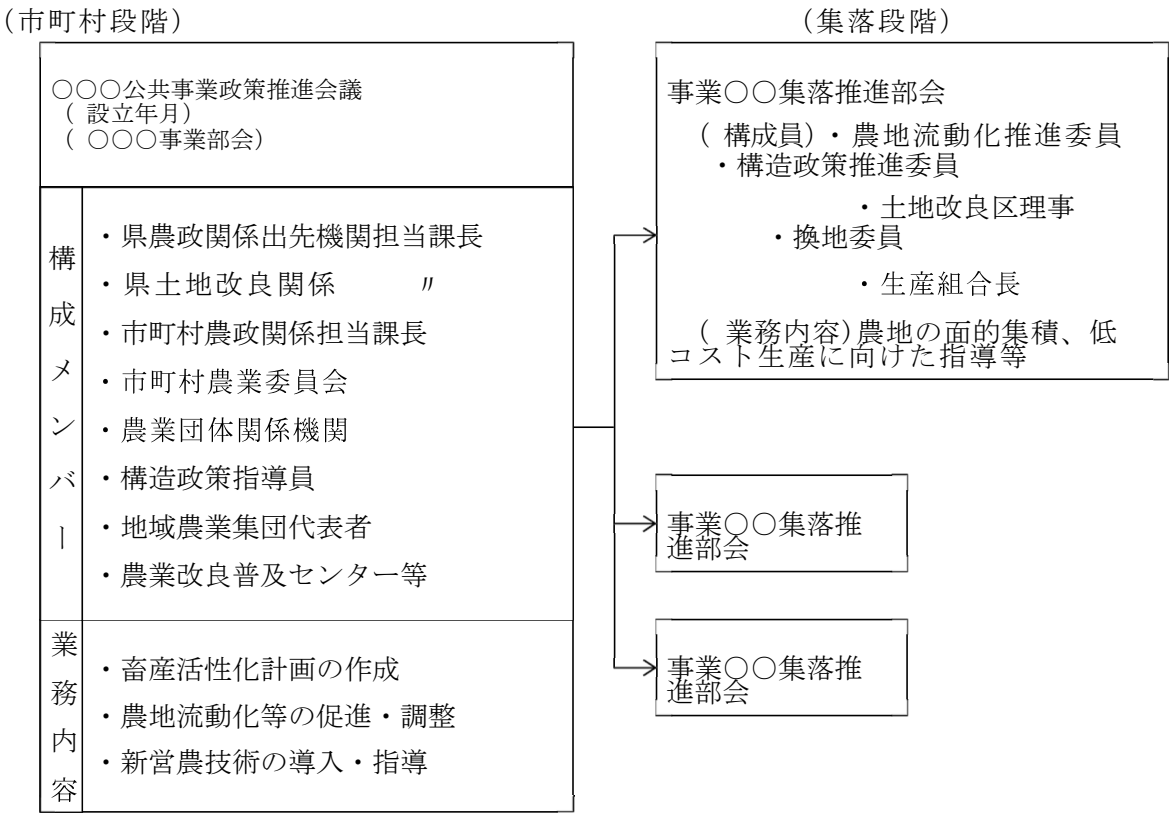
2 関連事業計画

導入事業（資金）名	事業の内容	導入 （予定） 年度	完了 （予定） 年度	草地畜産基盤整備事業との関連 （飼料生産基盤の面的集積との関連）	備考

3 推進体制整備計画

事業の円滑な推進を図るための推進整備体制について、地区又は市町村段階、集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容等を記述するとともに組織図を作成する。

例



〇〇〇〇〇〇〇草地畜産基盤整備事業（〇〇型）
〇〇事業実施地区選定申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市 町 村 長

令和〇〇年度草地畜産基盤整備事業実施地区として下記地区を選定されたく、別紙調書を添えて草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき申請します。

記

- 1 地 区 名
- 2 所 在 地
- 3 事業の種類
- 4 別紙調書
草地畜産基盤整備事業（〇〇型）〇〇事業実施申請地区概況調書

〇〇〇草地畜産基盤整備事業（〇〇型）
〇〇事業実施申請地区概況調書

- 1 地 区 名
- 2 所 在 地
- 3 事業の必要性と目的
- 4 総括表

(道営草地整備事業、公共牧場整備事業及び草地整備利用促進事業)

所 在 地	地区面積及び造成 整備改良予定面積					豚換算頭数			事業参加資格者 (有 ・ 無)			備 考
	地区 面積	造成 改良 面積	整備 改良 面積	野草 整備 面積	その他 面 積	区 分	地 域	地 区	区 分	戸 数	頭 羽 数	
	ha	ha	ha	ha		現況	頭	頭	計 酪 農 肉用牛 〔 殖 育 豚 鶏 その他	戸 ()	戸 ()	
								()				
						計画						
								()				

(飼料基盤集積整備事業)

所 在 地	飼 料 生 産 基 盤 の 流 動 化 計 画					
	担い手等への土地利 用集積方法	計 (ha)	個別農家	農業所有適格 法 人	生産組織	そ の 他
	自己所有地					
	賃借権設定					
	経営受託					
	農作業受託					
	その他	()	()	()	()	()

(再編整備事業)

所 在 地	地区面積及び造成 整備改良予定面積					豚換算頭数			事業参加資格者 (有 ・ 無)			備 考
	地区 面積	造成 改良 面積	整備 改良 面積	野草 整備 面積	その他 面 積	区 分	地 域	地 区	区 分	戸 数	頭 羽 数	
	ha	ha	ha	ha		現況	頭	頭	計 酪 農 肉用牛 〔 殖 育 豚 鶏 その他	戸 ()	戸 ()	
								()				
						計画						
								()				

農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想	策定の有無	有・無	策定年度	年度	摘 要								
市町村酪農・肉用	樹立の有無	有・無	樹立年度	年度	計画期間	～ 年度	草地開発・整備計画		造成面積	整備改良面積	備 考		
牛生産近代化計画	飼養頭数の目標	乳用牛	肉用牛	飼料作物作付面積の目標	水 田	普通畑	牧草地	その他	所得額の目標	千円	飼料自給率の目標	%	
		頭	頭		ha	ha	ha	ha					
市町村農業振興地域整備計画	策定の有無	有・無	策定年度	年 度	計画期間	～ 年度	摘 要						
〇 〇 〇 〇 事業	指定年度	年度	事業期間	～ 年度	基幹作目								
	主要事業内容												
土地改良事業の実施状況	地区名	国・県営の別	事業着手年度	地区面積	農地造成面積(受益面積)		主 要 作 目						
			年度	ha	ha								

(5) 市町村の財政状況

市町村名	歳入	市町村税	地方交付税	公営企業及び財産収入	分担金及び手数料	使用料及び手数料	国庫支出金	寄付金	繰入金	繰越金	雑収入	市町村費	合計	自主財政の割合				備考
														%				
	歳出	議会費	役場費	消防費	土木費	教育費	社会及び労働施設費	保健衛生費	産業経済費	財産費	統計調査費	選挙費	公債費	諸支出金	予備費	合計	産業経済費の割合	備考
																	%	

7 地区の条件及び計画

(1) 立地条件

地区面積	交通の状況	地形	地質	標高	農耕期間の平均気温	無霜期間	傾斜度	水利用上の問題点	排水上の問題点	その他立地上の問題点
ha				m						

団地名	団地総面積	所有区分及び現況地目別面積				開発制限指定関係		利用期に達しない幼令林面積	開発整備に当たっての権利関係の整備方針	現在までの経緯の概要	開発整備に当たっての問題点	
		所有区分	面積	現況地目	面積	指定の種類	面積					
	ha		ha		ha		ha	ha	うち草地利用権設定予定面積 ha			

- (注) 1 所有区分の欄は、国有林野（国有林野法第2条に掲げる土地）、開拓財産、その他の国有地、公有地、（地方公共団体有地）、共有地、組合有地、会社有地、社寺有地、個人有地等の区分を記入すること。
- 2 開発制限指定関係の種類欄は、各種保安林の指定、砂防法による指定、自然公園法による指定、文化財保護法による指定、国有林野の直営生産事業林、母樹林、見本林、系争地、適地選定基準外等の内容を記入すること。
- 3 草地利用権とは、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第7条に規定する草地利用権をいう。
- 4 現在までの概要の欄は、例えば開拓財産については買収期日、旧所有者、不用地処分手続の進捗等、国有林野については森林管理局関係の交渉の経緯及び農地中間管理事業等につき記入すること。

- 添付書類
- 1 位置図
- 2 事業参加申出書の写し

別記様式第3号（第6の3関係）

〇〇〇〇〇〇草地畜産基盤整備事業（〇〇型）〇〇事業参加申出書

〇〇地区草地畜産基盤整備事業に関する事業への参加を希望しますので、〇〇〇の運用第〇の〇の規定により関係書類を添えて下記のとおり申し出ます。

年 月 日

県 郡 村大字 字 番地

氏 名

記

1 申出者に係る経営の改善目標の概要

区分	営農類型	経営土地面積 (ha)						家畜飼養頭数 (頭 羽)				経営移転の有 無		経営土地の取得希望面積 (ha)	備考
		田	畑				計	乳牛	肉用牛	豚	鶏	有	無		
現在															
計画															
増減															

2 申出の対象たる土地の表示及びその土地の所有者

市町村名	大字	字	番地	台帳地目	現況地目	用途	面積 (ha)	所有者	
								住所	氏名又は名称

3 申出の対象たる農用地の表示及びその農用地の耕作者等

市町村名	大字	字	番地	台帳地目	現況地目	用途	面積 (ha)	耕作又は養畜の業務を営む者		
								権利の種類	住所	氏名又は名称

4 申出の理由

5 その他必要な事項

(備考)

1. 草地畜産基盤整備事業の運用第6の3に関する書面及び飼料自給率確認表を添付すること。

(様式例)

飼料自給率確認表

1 参加経営体データ

地区名	
市町村名	
事業参加経営体名	
営農形態	

2 飼料基盤概要

	現況	計画
草地(既存)	ha	ha
草地(整備)	ha	ha
草地(造成)	ha	ha
草地(他集積)	ha	ha
草地(集積→整備)	ha	ha
飼料畑(既存)	ha	ha
飼料畑(整備)	ha	ha
飼料畑(造成)	ha	ha
飼料畑(他集積)	ha	ha
飼料畑(集積→整備)	ha	ha
水田(WCS)	ha	ha
水田(稲ワラ)	ha	ha
	ha	ha

注:集積等は、特定できる資料を提示。

3 自給率計算書

(1) 養分(TDN)要求量

	乳用牛				肉用牛				必要TDN 合計(t)
	区分	頭数 (頭)	TDN(1頭1日) (kg)	年間必要TDN (t)	区分	頭数 (頭)	TDN(1頭1日) (kg)	年間必要TDN (t)	
		a	b	c(a×b)×0.365		A'	B'	C'(A'×B')×365	
現況	成牛				成牛(繁殖牛)				
	育成牛				育成牛				
	子牛				子牛				
					肥育牛				
計									
計画	成牛				成牛(繁殖牛)				
	育成牛				育成牛				
	子牛				子牛				
					肥育牛				
計									

注1:1頭当たりTDN(kg)は、直近の日本飼養標準等を用い、別途県等で定めている数値を使用する場合は、その資料を添付すること。

注2:頭数は事業計画の頭数を記載すること。

(2) 養分(TDN)供給量

	作物名	作付面積 (ha)	単収 (t/ha)	総収量 (t)	TDN含有率 (%)	TDN収量 合計(t)	備考 (特記事項)
		a	b	c(a×b)	d	e(c×d)	
現況	草地(既存)						
	草地(整備)						
	草地(造成)						
	草地(他集積)						
	草地(集積→整備)						
	飼料畑(既存)						
	飼料畑(整備)						
	飼料畑(造成)						
	飼料畑(他集積)						
	飼料畑(集積→整備)						
	水田(WCS)						
	水田(稲ワラ)						
計画	草地(既存)						
	草地(整備)						
	草地(造成)						
	草地(他集積)						
	草地(集積→整備)						
	飼料畑(既存)						
	飼料畑(整備)						
	飼料畑(造成)						
	飼料畑(他集積)						
	飼料畑(集積→整備)						
	水田(WCS)						
	水田(稲ワラ)						

注1:TDN含有率は、直近の日本飼料成分表等を用い、別途県等で定めている数値を使用する場合は、その資料を添付すること(目標値は使用しない)

注2:単収は、県の指標等を用い、その根拠となる資料を添付すること。

注3:混播牧草や、再生草を利用する場合は、単収及びTDN含有率の根拠となる資料を別途添付すること。

(3) 自給率

	要求量 (TDNt) a	供給量 (TDNt) b	自給率 (%) b/a
現状(繁殖)			
計画(繁殖)			
向上率			
現状(肥育)			
計画(肥育)			
向上率			
現状(酪農)			
計画(酪農)			
向上率			
現状			
計画			
向上率			

4 市町村酪肉近代化計画概要

市町村名	営農類型	自給率(%)	
		現状	計画
	繁殖		
	肥育		
	酪農		

5 家畜頭数増加率、飼料基盤集積率

	家畜頭数	土地集積率
現状		
計画		
増加率(%)		

6 造成・整備面積

	草地	飼料畑	計
造成			
整備			

	県 作成年月	地区
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 草地畜産基盤整備事業 (〇〇型) 〇〇〇〇事業 〇〇地区 令和 年 月 〇〇県（都道府県）		

目 次

〇〇〇草地畜産整備事業実施計画概要（〇〇〇型）〇〇〇〇事業	
第1章 目 的	
第2章 地域の概要	
第1節 地区の所在地	
第2節 一般概況	
第3節 地域の農業概況及び動向	
第4節 地域の畜産概況	
第5節 土地利用現況	
第6節 主要農畜産物販売額	
第7節 家畜飼養変遷状況	
第8節 その他	
第3章 地区の現況等	
第1節 地区の沿革	
第2節 農家戸数	
第3節 農家経営現況	
第4節 土地の権利関係等	
第5節 土地の現況	
第6節 草地の現況	
第7節 気象概況	
第8節 水利現況等	
第9節 道路現況	
第4章 事業計画	
第1節 事業の目的	
第2節 事業の必要性及び目標	
第3節 農家経営改善計画	
第4節 土地利用計画	
第5節 家畜飼養計画	
第6節 草地管理利用計画	
第7節 生産計画	
第8節 環境保全計画	
第9節 その他	
第5章 全体事業計画	
第1節 事業費総括表	
第2節 負担額総括表	
第3節 全体事業計画の内容	
第6章 公共牧場管理計画（公共牧場整備事業のみ）	
第1節 管理経営の基本方針	
第2節 施設管理計画	
第3節 農家経営改善計画	
第4節 資金計画	
第5節 牧場管理機構	
第6節 牧場運営計画	
第7節 当該牧場における利用農家の範囲	
第7章 事業費参加予定者等	
第1節 事業費参加予定者総括表	
第2節 事業費参加予定者戸別明細表	
第3節 受益面積	
第8章 事業費負担計画等	
第1節 事業費負担区分	
第2節 経営体別投資額	
第3節 資金計画	
第9章 事業効果等	
第10章 添付書類	
1 添付図	
2 積算資料、参考資料等	

000 草地畜産基盤整備事業（草地整備型）道営草地整備事業 調査計画概要

	()															自然条件 受益地域の概要	標高	地形	地質	土壌	植生	気象																
事業主体	北海道							調査計画期間				事業実施期間					～				m						平均気温 ()℃		降水量 ()mm									
基本構想																				草地面積	放草量	不陸地		排根線		重粘土		泥炭土										
																				団地面積	収量	団地数	面積		カ所数		面積		団地数	面積		団地数	面積					
																				ha	t		ha			m			ha			ha						
土地利用計画	区分	田	普通畑	うち輪作畑	飼料畑	牧草地	耕地計	野草地	農用地計	山林	原野	その他	合計	市町村名	農家戸数	農用地						山林	原野	その他														
																田	普通畑	飼料畑	牧草地	その他	計																	
																ha	ha	ha	ha	ha	ha				ha	ha	ha	ha										
																現況																						
																計画																						
畜産計画	区分	乳用牛				肉用牛				馬	その他()	肉食割合	受益戸数	年度	乳用牛			肉用牛			馬		豚		摘要													
		成牛	育成牛	計	肉用種	乳用種	計	頭数	戸数						戸当たり	頭数	戸数	戸当たり	頭数	戸数	頭数	戸数																
		頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭						頭	頭	%	戸()																				
		現況																	#DIV/0!																			
		計画																	#DIV/0!																			
受益農家の経営改善計画	区分	経営土地面積(ha)							飼養家畜(頭)				畜産所得千円	追加投資額千円	追加償還年額千円	地域指定の状況																						
		田	普通畑	うち飼料畑	牧草地	小計	その他	計	乳牛	肉用牛	馬	計																										
		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha					ha	ha	ha	ha	ha																	
		現況																																				
		増減																																				
土地の権利関係	地区面積(受益草地面積) ha	所有区分別面積				土地権利関係の概要				開発制限等指定状況				事業効果	事業名		事業期間		事業内容				受益戸数等															

(注) 1 地区欄の()内には、一般地区又は特定地区の別を記入すること。

(↑地方事務費5%含む。)

- 2 肉畜割合の欄には、当該地区の家畜飼養頭羽数を豚換算し、それに占める肉畜の割合を記入すること。
3 受益戸数の（ ）は、担い手農家数を記入すること。

〇〇地区

(単位:千円)

[illegible]

ありがな 地区名				()				所在地				事業主体				事業年度				事業 年度 ～ 事業 年度	事業種目				全体										
牧場名				管理主体				計画策定期間 事業実施期間				年度				年度		区分	種目		工 種		事業量	事業費 (千円)											
牧場設置事業名				—				設置事業完了年度				—				牧場の利用目的					—				基本施設整備事業	基本施設整備改良	小計								
(整備計画の基本構想)																開連草地造成改良	小計																		
																		草地の等価整備改良	計																
振興計画等の指定状況				自然条件				土地の権利関係												土地利用施設整備事業	土地利用施設整備	小計													
計画等の名称				指定年月	標高	地形・地質	気温	平均気温	現在の土地所有状況								造成整備面積(ha)						土地権利調整の概要	使用収益する権利											
									牧場所有地(ha)				借地(ha)					計(ha)																	
畜産振興計画																																			
区分		関係市町村名		乳用牛				肉用牛				土地利用計画								農林等導入	小計														
				頭数(頭)	戸数(戸)	戸当たり(頭/戸)	頭数(頭)	戸数(戸)	戸当たり(頭/戸)									計																	
現況(年)						#DIV/0!			#DIV/0!																										
計画(年)						#DIV/0!			#DIV/0!																										
家畜飼養計画																その他諸経費	合計																		
区分		夏期飼養頭数								冬季飼養頭数								関連事業計画	事業種目	事業量	事業費(千円)														
		乳用牛				肉用牛				乳用牛				肉用牛																					
		成牛(頭)		育成牛(頭)		計(頭)		成牛(頭)		育成牛(頭)		計(頭)		成牛(頭)		育成牛(頭)						計(頭)													
現況(年)		うち乳乳牛		うちメレナ																年度別事業計画	区分	割合(%)	事業費(千円)												
計画(年)																								全体	0										
																										年度	年度	年度	年度						
牧場利用農家の範囲				頭				増加純益額(千円)				妥当投資額(千円)				総事業費(千円)				投資効率										負担区分	区分	金額	比率	金額	合計
区分		県内		県外		肉畜割合														事業費	金額														
		市町村名		農家戸数(戸)		都道府県名		農家戸数(戸)																備考											
現況(年)																										計画(年)									

※計画概要図を略図により添付すること。

(注)

- 1 地区名欄の()内は、一般地区又は特定地区の別を記入すること。
- 2 所在地の欄には、事業地区の所在する市又は、郡、町村名を記入すること。
- 3 整備計画の基本構想の欄には、地域の特徴、現在の状況等から踏まえ、事業の目的、基本構想について記入すること。
- 4 計画策定計画の概要の欄には、各市町村別計画から()内に当該計画の作成年度を記入すること。
- 5 都市圏整備計画の欄には、当該計画によるものとし、計画は、概算経費の安定年次によること。
- 6 概算経費適用計画の範囲の欄には、道庁管内の市町村、郡には都市圏別計画、市には計画区域別計画の安定年次によること。
- 7 計画年度計画の欄には、当該地区の計画年度が定められている内容の割合を記入すること。
- 8 事業計画の欄には、事業実施計画と事業費目別に記入し、その他の経費については、測量設計費、用地及び補償費、工事費等であり耐用事業費は含まない。
- 9 関連事業計画の欄には、本事務の実施地域に関し、本事務と有機的に実施する計画であるものについて記入すること。
- 10 年度別事業計画の欄には、事業実施計画について総事業費及び年度ごとの事業費とその割合を記入すること(事務費を含むない)。
- 11 負担区分の欄には、事業費、事務費別とし、関連事業費は「」で外数として記入すること。

〇〇〇草地畜産基盤整備事業(畜産担い手総合整備型)飼料基盤集積整備事業 実施計画概要

地区名		所在地													
事業主体		計画策定期間		事業実施期間											
基本 情 想															
土地 利 用 計 画	区分	田	普通畑	うら 輪作畑	飼料畑	牧草地	耕地計	野草地	農用地 計	山林	原野	その他	合 計		
	現況	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha		
	計画														
	計画														
家 畜 飼 養 計 画	区分	乳 用 牛			内 用 牛			馬	その他 ()		肉畜割合	受益戸数			
	現況	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	%	戸				
	計画														
	計画														
受 益 農 家 の 経 営 改 善 計 画	区分	経 営 土 地 面 積(ha)						家畜飼養頭数(頭)				畜産 所得	追加投資額	追加投資 償還金額	
	現況	田	普通畑	うら 輪作畑	飼料畑	牧草地	そ の 他	計	乳牛	肉用 牛	馬	計	千円	千円	千円
	計画														
	計画														
土 地 の 権 利 関 係	地 区 面 積 (受益草地面積)		所有区分別面積				土地権利関係の概要				開発制限等指定状況				
			所有者												

自 然 条 件	標高	地形	地質	土壌	植生	気 象				
	m					平均気温	降水量			
						℃	mm			
	草地 面積	牧草 収量	不陸地 団地数	排根線 カ所数	重粘土 団地数	泥炭土 団地数				
概 況	ha	t								
開 発 市 町 村	市町村 名	農家戸数	農 用 地 (ha)				山林	原野	その他	
			田	普通畑	飼料畑	牧草地	計	ha	ha	ha
概 要	年度 (R〇)	乳 用 牛		肉 用 牛		馬		豚		摘要
		頭数	戸数	戸当り	頭数	戸数	戸当り	頭数	戸数	
地 域 指 定 の 状 況	将来の目 標	目標年度	家畜	飼養頭数	飼養戸数	年増率	摘要			
開 連 事 業	事 業 名	事業期間		事 業 内 容			受益戸数等			
事 業 効 果	増加純益額	妥当投資額		総事業費		投資効率				
	千円	千円		千円						

(注) 1 地区欄の()には、一般地区又は特定地区の別を記入すること。
2 肉畜割合の欄には当該地区の家畜飼養頭羽数を概換算し、それを占める肉畜の割合を記入すること。

所 要 事 業 費

区分	種目	工 種	全体事業計画			資金計画(千円)				摘要
			事業量	単価	事業費	国費	都道府県費	市町村費	受益者	
基本施設	草地整備改良									
		小計								
	関連草地造成改良									
		小計								
整備事業	草地等の基盤整備改良									
		小計								

区分	種目	工 種	全体事業計画			資金計画(千円)				摘要
			事業量	単価	事業費	国費	都道府県費	市町村費	受益者	
利用施設整備事業	農業用施設整備									
	小計									
計										
その他諸経費										
	小計									
計										
合計										
関連事業										
総計										

〇〇〇草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）再編整備事業 実施計画概要

地区名			所在地			事業主体			事業期間	計画年度	事業の区分				
										事業	年	再編整備事業			
目的									事業	区分	種目及び工種		事業量	事業費	備考
										基本施設整備事業	(1)草地整備改良				
地域概要	市町村名								事業		(2)関連草地造成改良				
										(3)草地等の基盤整備改良					
実施地域の概要	市町村名	農家戸数(戸)		営農用地(ha)				事業	小計						
		専業	第1種兼業	第2種兼業	計	田	普通畑			飼料畑	草地	樹園地	計	採草放牧	計
畜産振興計画	市町村名	区分	乳牛		肉用牛		豚		鶏		事業	(1)農業用施設整備			
		現況	頭数	戸数	戸当頭数	頭数	戸数	戸当頭数	頭数	戸数			戸当頭数	頭数	戸数
事業対象用地概要	現況地目	全体面積(ha)	現在の土地所有状況(所有権別面積)単位:ha		今後の土地開発整備利用計画(ha)				その他用地		事業	(2)農機具等導入			
	山林														
畜産振興計画	山										事業	小計			
	原野・その他														
畜産振興計画	牧草地										事業	小計			
	田														
畜産振興計画	畑										事業	小計			
	計														
事業参加者の概要	経営体数	区分	乳牛		肉用牛		豚		鶏		事業	測量設計費			
	参加戸数	家畜飼養の概要	頭数	戸数	戸当	頭数	戸数	戸当	頭数	戸数			戸当	頭数	戸数
事業参加者の概要	個人	戸	頭数	戸数	戸当	頭数	戸数	戸当	頭数	戸数	戸当	頭数	戸数	戸当	豚換算頭数
	農協	戸	頭数	戸数	戸当	頭数	戸数	戸当	頭数	戸数	戸当	頭数	戸数	戸当	豚換算頭数
事業参加者の概要	法人	戸	頭数	戸数	戸当	頭数	戸数	戸当	頭数	戸数	戸当	頭数	戸数	戸当	豚換算頭数
	うち経営移転等予定戸数	戸	頭数	戸数	戸当	頭数	戸数	戸当	頭数	戸数	戸当	頭数	戸数	戸当	豚換算頭数
事業参加者の概要	担等	区分	事業参加畜産経営体数		豚換算頭数		集積概土地等要		草地の集積等		経営移転等		合計		事業効果
	手	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	
事業参加者の概要	農家	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	

肉用牛の()は乳肉複合経営で外数

- 所在地は、事業地区の所在地を記入すること。
- 事業の区分及び地域概況については、該当事項を（ ）で囲むこと。なお、市町村数が複数の場合は、市町村ごとの該当事項が明確になるよう（ ）の下に市町村名を記入すること。
- 目的の欄については、地域農業の特色及び開発整備基本構想について記入すること。
- 実施地域の農家の概要については、関係市町村について記入する。
- 事業対象用地の概要の全体面積については、当該事業に関係する面積のすべてについて記入し、また、現在の土地所有状況については、主たる所有者の区分を記入すること。
なお、造成改良、整備改良及び野草地整備面積の（ ）には、草地の集積等に係る面積又は畜産経営の移転等に係る面積を記入すること（集積土地等の概要欄についても同じ）。
- 事業参加資格者の概要の経営体数（農地所有適格法人を含む場合にあっては、その構成員を加えた数）に地方公共団体、農業協同組合、畜産公社等の団体が含まれる場合には（ ）書で内数として記入すること。また当該地区で飼養される豚換算頭数は計画頭数がおおむね3,000頭以上（中山間地域にあっては、1,500頭以上）となること。
なお、豚換算頭数欄の（ ）には、肉畜割合を記入すること。
- 担い手等の概要は、事業参加畜産経営体数及び担い手の戸数並びにその割合又はそれぞれの経営体に係る家畜頭羽数換算法の頭数及びその割合を現況と計画別に記入すること。この場合、計画豚換算頭数の割合がおおむね2分の1以上となること。
- 年度別（事業費）については、（ ）に国費を記入すること。
- 事業効果は、事業効果指数を記入すること。
- 所得償還率は、営農類型別計画の所得償還率を記入すること。

○○○ 草地畜産基盤整備事業 草地整備利用促進事業 実施計画概要

[illegible]

(注) 1 受益戸数の()は、担い手農家数を記載すること。
2 肉畜割合の欄には、当該地区の家畜飼養頭羽数を豚換算し、それに占める肉畜の割合を記入すること。

[illegible]

(注) 1 定額助成の工種を選択した場合は、補助率欄に単価を記入する。
2 年度計画の上段には施工量、下段には事業費を記入する。
3 障害物整備を施工する場合は、放牧期間、放牧予定頭数、乳肉の区分を備考欄に、関連する工種の番号を関連番号欄に記入することとする。

第3節 地域の農業概況及び動向

- 1 関係市町村の農業の特色及び振興方針
- 2 関係市町村の農業の動向

項目 区分	農 家				経営土地面積 (ha)				主要作物作付面積 (ha)				主要家畜頭数 (頭、千羽)							
	区 分	年 度	(A)	(B)	(C)	区分	年 度	(A)	(B)	(C)	区分	年 度	(A)	(B)	(C)	区分	年 度	(A)	(B)	(C)
		年 度	年 度	年 度	年 度		年 度	年 度	年 度	年 度		年 度	年 度	年 度	年 度		年 度	年 度	年 度	年 度
変 化 の 状 況	経営 体 数	主業経営体	(100)			耕 地	田	(100)			飼料作物	(100)				乳用牛	(100)			
		準主業経営体	(100)				畑	(100)			牧 草	(100)				肉用牛	(100)			
		副業的経営体	(100)				計	(100)			馬鈴薯	(100)				馬	(100)			
		計	(100)				草 地	(100)			ビート	(100)				豚	(100)			
	農業従事者数		(100)			そ の 他 農 用 地		(100)			豆 類	(100)				鶏	(100)			
変 化 の 理 由																				

- (注) 1 変化の状況の各欄は、現在（最近年）を（C）、最近時農業センサスを（B）、さらにその直前に行われた農業センサスを（A）として、それぞれの実数を上段に記載し、下段（ ）内に（A）年度を100とした（B）年度、（C）年度の指数を記入すること。
- 2 経営土地面積の草地とは、採草地、放牧地、永年草地という。
- 3 変化の理由の欄には、主たるものについて簡潔に記入すること。

第4節 地域の畜産概況

- 1 関係市町村の畜産の特色
- （関係市町村の酪農・肉用牛生産近代化計画等を中心に記入すること。）
- 2 産業別戸数

市町村名	総 戸 数	農 業	林 業	水産業	鉱 業	工 業	商 業	そ の 他	備 考
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	
	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	

- (注) 1 市町村別に最近の既存資料により記入すること。
- 2 計画対象地域全市町村について記入すること。

3 家畜飼養規模別飼養戸数

家畜種別 ○ ○ ○

(年 月 日現在)

市町村名	計	子 畜 の み	成 畜 頭 数 規 模									頭 数	戸当頭数	備 考
			1～ 2頭	3～ 4頭	5～ 6頭	7～ 9頭	10～ 14頭	15～ 19頭	20～ 29頭	30～ 49頭	50 頭 以上			
			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	頭	頭	
計														

- (注) 1 最近年について記入のこと。
- 2 当該地域の計画において採りあげている家畜について作成のこと。
- 3 上表の規模別区分は事例であり、家畜の種別に応じて区分欄を作成すること。

4 畜産物出荷の動向

市町村名	年次	生乳			家畜													
		飲用乳等向け	乳製品等向け	計	肉用牛				子牛			豚		鶏		鶏卵	備考	
					肉用牛	乳用種肥育牛	乳産牛	計	肉用牛	乳用牛	肥育素牛	成豚	子豚	成鶏	ブロイラー			
		t	t	t	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	百羽	百羽	t	
計																		

- (注) 1 地域の所在する関係市町村の合計について記入のこと。
- 2 農林統計、農協等の資料により作成のこと。